

# 国民健康保険税の

# 税率が変わります

平成20年度国民健康保険税(国保税)の税率は、下表のとおりです。

## あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

## 国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するためにその年度に見込まれる総医療費から国や県などの負担分(補助金など)を

差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっていきます。

加入者の皆さんから負担していただく国保税が、重要な財源となっていますので、忘れずに納付しましょう。

なお、納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付しますので、各期の納付期限内に納付をお願いします。

### ◆問い合わせ

町民生活課  
 ☎721-6933  
 税務課  
 ☎721-6932

## 国保税納期一覧

期別	納付期限
1期	7月31日(木)
2期	9月1日(月)
3期	9月30日(火)
4期	12月1日(月)
5期	12月25日(木)
6期	2月2日(月)

## 平成20年度の国保税率

○表の見方

- 【応能割】 ■所得割・・・前年度の総所得に応じた割合で算出される額
- 資産割・・・資産(土地や家屋などの固定資産税額)に応じた割合で算出される額
- 【応益割】 ■均等割・・・世帯の加入者の人数に応じて算出される額
- 平等割・・・どの世帯も同額で割り当てられる額
- 【医療分】 加入する全ての世帯に課税されます。
- 【介護分】 40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。
- 【後期高齢者支援金分】 後期高齢者(75歳以上の方)の医療費の一部分を、74歳以下の方が支援する目的で、今年度より新たに創設されました。全ての世帯に課税されます。

区 分		平成20年度	平成19年度	増 減	
応能割	所得割	医 療 分	4.48%	6.60%	2.02%の減率
		介 護 分	1.37%	1.44%	0.07%の減率
		後期高齢者支援金分	1.43%		皆増
	資産割	医 療 分	27.48%	34.50%	7.02%の減率
		介 護 分	7.77%	7.99%	0.22%の減率
		後期高齢者支援金分	7.02%		皆増
応益割	均等割	医 療 分	17,200円	21,500円	4,300円の減額
		介 護 分	7,900円	8,300円	400円の減額
		後期高齢者支援金分	5,300円		皆増
	平等割	医 療 分	20,700円	24,800円	4,100円の減額
		介 護 分	5,400円	5,500円	100円の減額
		後期高齢者支援金分	5,800円		皆増
課税限度額	医 療 分	470,000円	560,000円	9万円の減額	
	介 護 分	90,000円	90,000円	据置	
	後期高齢者支援金分	120,000円		皆増	

※ 退職被保険者分の税額も同一となります。